

五泉市農業委員会

令和5年 第3回 定例総会議事録

会議開催 令和5年3月30日(木) 午後3時00分
場 所 五泉市福祉会館 3階 大会議室

出席委員(19人)

1番 大湊 弘明	2番 渡辺 清滋
3番 今井 聡	4番 亀山 公子
5番 大槻 彰吉	6番 高橋 喜美子
7番 川村 孝雄	8番 林 毅
9番 権平 孝男	10番 金子 信行
11番 小泉 和吉	12番 長谷川 亘
13番 渡邊 利雄	14番 羽賀 隆
15番 阿部 伸由	16番 樋口 勝俊
17番 酒井 美奈子	18番 加藤 健一
19番 松尾 タカ子	

欠席委員

無し

関係説明者

局 長	山口 広也	次 長	五十嵐 敦
村松事務所長	本間 泰巳	係 長	阿部 隆
主 査	松村 徹		

日 程

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 総会成立宣言
4. 会期日程
5. 議事録署名委員の指名
6. 農地パトロールの報告
7. 議 件
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地転用事業変更承認申請について
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農

地利用集積計画について

議案第 5 号 五泉市農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針」
の変更について

議案第 6 号 事務局職員の任免について

8. 報告事項

報告第 1 号 荒廃農地に係る非農地判断の報告について

報告第 2 号 五泉市遊休農地対策補助金の結果報告について

局 長 それでは、ご案内の時間となりましたので、令和 5 年第 3 回定例総会を開催いたします。

会長からごあいさつをいただき、その後は、会議規則第 4 条により議長として進行をお願い致します。

会 長 ～～あいさつ～～

議 長 ただいまから、令和 5 年 第 3 回総会を開会いたします。

日程の「3 総会成立宣言」ですが、出席委員数は、19 人中、17 人で、定足数に達しておりますので、本総会は成立していることを宣言します。

なお、3 番 今井聡 委員、5 番 大槻彰吉 委員より遅れる旨の通告がありましたので報告いたします。

議 長 次に、日程の「4 会期の日程について」であります。本日 1 日限りとし、議事日程につきましては、お手元に配布の日程のとおりとすることで、ご異議ございませんか。

～～「異議無し」の声あり～～

議 長 「ご異議無し」ということで、左様決定いたします。

次に、日程の「5 議事録署名委員の指名について」であります。五泉市農業委員会会議規則第 13 条の規定により作成します議事録の署名委員の指名について、私に、ご一任いただけますか。

～～「異議無し」の声あり～～

議 長 それでは、議席番号 6 番 高橋喜美子 委員、7 番 川村孝雄 委員にお願いします。

また、議事録の記録員は、事務局 阿部係長にお願いします。

続きまして、日程「6 農地パトロールの報告」に入ります。

調査班の班長 11 番 小泉和吉 委員から報告してもらいます。

調査班長（小泉和吉 委員）

はい議長。議席番号 11 番、現地調査班 小泉です。

優良農地の保全と確保、無断転用の防止として 3 月の農地パトロールを実施しました。

本日 9 時 00 分から私ほか、瀧澤 推進委員、齋藤 推進委員と、事務局の本間所長、阿部係長で管内を見て参りました。

五泉地区では太田、白山、横町 2 丁目、一本杉、論瀬、村松地区では中名沢、刈羽、下大蒲原、新屋、本田屋、熊野堂等を見て参りましたが、違反転用等の状況が見受けられなかったことを報告いたします。

議 長 只今の報告について、ご質問等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、報告のとおりとします。
続きまして、日程の「7 議件」の審議に入ります。
最初に、「議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程します。
事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。
今回の農地法第 3 条の規定による許可申請は、総数 12 件で、売買が 7 件、交換が 4 件、贈与が 1 件となります。
個人情報や金額等については、あらかじめお送りした議案書をご確認いただくこととしまして、審査基準の項目について適合しているかなど、検討結果を中心に説明いたします。
3 ページをご覧ください。番号 1 番は、売買の案件となります。
譲受人の耕作の便を図るため、畑 1 筆、面積 504 m²を議案書記載の金額で売買するものです。
7 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。
3 ページに戻っていただき、番号 2 番は、売買の案件となります。
譲渡人の経営規模縮小のため、田 3 筆、合計面積 5,859 m²を議案書記載の金額で売買するものです。8 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。
3 ページに戻っていただき、番号 3 番は、売買の案件となります。
譲受人の経営規模拡大のため、田 1 筆、面積 535 m²を議案書記載の金額で売買するものであります。

9 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

3 ページに戻っていただき、番号 4 番は、売買の案件となります。

譲受人の経営規模拡大のため、畑 1 筆、面積 628 m²を議案書記載の金額で売買するものであります。

10 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

4 ページをご覧ください。番号 5 番は、売買の案件となります。

譲受人の経営規模拡大のため、畑 1 筆、面積 495 m²を議案書記載の金額で売買するものであります。

11 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

4 ページに戻っていただき、番号 6 番は、売買の案件となります。

譲受人の経営規模拡大のため、田 2 筆、合計面積 2,309 m²を議案書記載の金額で売買するものであります。

12 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

4 ページに戻っていただき、番号 7 番は、売買の案件となります。

譲受人の経営規模拡大のため、畑 1 筆、面積 581 m²を議案書記載の金額で売買するものであります。

13 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

4 ページに戻っていただき、番号 8 番と番号 9 番は、交換の案件となります。

互いの耕作の便を図るため、番号 8 番の田 3 筆、合計面積 1,934 m²と、番号 9 番の田 2 筆、合計面積 1,675 m²とを交換するものであります。

14 ページ、並びに 15 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

5 ページをご覧ください。番号 10 番と番号 11 番は、交換の案件となります。

互いの耕作の便を図るため、番号 10 番の田 2 筆、合計面積 1,708 m²と、番号 11 番の田 2 筆、合計面積 1,992 m²とを交換するものであります。

16 ページ、並びに 17 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

6 ページをご覧ください。番号 12 番は贈与の案件となります。

譲受人の経営規模縮小のため、田 1 筆、面積 259 m²をこれまで管理をお願いしていた親戚の方へ贈与するものであります。

18 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議長

ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（小泉和吉 委員）

はい議長。説明いたします。

番号 1 番は太田地内地内の畑、番号 2 番は論瀨地内の田、番号 3 番は論瀨地内の田、番号 4 番は新屋地内の畑、番号 5 番は熊野堂地内の畑、番号 6 番は下大蒲原地内の田、番号 7 番は本田屋地内の畑、番号 8 番は論瀨地内の田、番号 9 番は論瀨地内の田、番号 10 番は論瀨地内の田、番号 11 番は論瀨地内の田、番号 12 番は中名沢地内の休耕地でありました。

特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決に入ります。
「議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。
続きまして、「議第 2 号 農地転用事業計画変更承認申請について」を上程します。
事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。
今回の農地転用事業変更承認申請は総数 1 件で、計画者の継承が 1 件となっております。

21 ページをご覧ください。番号 1 番は個人住宅建築敷地として昭和 48 年に転用許可を受けておりましたが、造成が完了したところで計画の履行ができなくなったため、計画を承継者が譲り受けるものであります。

計画そのものの内容については 5 条許可申請も併せて提出されていますので、議第 3 号で説明いたします。

以上、ご審議のうえ、ご承認いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決に入ります。

「議第2号 農地転用事業計画変更承認申請について」は、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第2号 農地転用事業計画変更承認申請について」は、原案のとおり承認されました。

続きまして、「議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。

事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。

今回の農地法第5条の規定による許可申請は、総数3件で、贈与が1件、売買が1件、賃貸借が1件であります。

31ページをご覧ください。番号1番は先ほどご承認いただきました、農地転用事業計画変更承認申請と併せて申請されたもので、横町2丁目地内の登記地目田2筆、合計面積342㎡を個人住宅建築敷地とする永久転用案件で、親子間の贈与となります。

38ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「エ-(ア)-b-(c)」であります。申請地は、横町2丁目地内の都市計画用途地域内のため、第3種農地と判定されます。第3種農地は原則的に転用を認めるとされており、周辺への影響も少ないと考えられるため、転用は止むを得ないものと判断いたしました。

31ページに戻っていただき、番号2番は白山地内の登記地目田5筆、合計面積4,518㎡を宅地分譲とする永久転用案件で、売買となります。

44ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「エ-(ア)-b-(c)」であります。申請地は、白山地内の都市計画用途地域内のため、第3種農地と判定されます。第3種農地は原則的に転用を認めるとされており、周辺への影響も少ないと考えられるため、転用は止むを得ないものと判断いたしました。

32ページをご覧ください。番号3番から番号6番はひとつの案件であります。一本杉地内の田5筆、合計面積4,018㎡を砂利採取場とする一時転用案件で、賃貸借となります。

51ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「ア-

(イ) -c) であります。申請地は、一本杉地内の農振農用地のため転用は認められておりませんが、一時転用については特例として認められております。

使用後に原形復旧することが前提となっており、周辺への影響も少ないと考えられるため、一時転用は止むを得ないものと判断いたしました。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 　　ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長 　(小泉和吉 委員)

　　はい議長。説明いたします。

　　番号 1 番は横町 2 丁目地内の埋め立て済みの田、番号 2 番は白山地内の田、番号 3 番から番号 6 番は一本杉地内の田でありました。

　　特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 　　ありがとうございます。これより質疑に入ります。

　　ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

　　～～質疑応答なし～～

議 長 　　無ければ、採決に入ります。

　　「議第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

　　～～挙手全員～～

議 長 　　挙手全員でありますので、「議第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

　　ただいま、5 番 大楨彰吉 委員が到着されましたので出席を認めます。

　　続きまして、「議第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について」の、「あっせん審査委員会案件」についてお諮りします。

　　事務局より説明をお願いします。

松村主査 　　はい、議長。

議 長 　　松村主査。

松村主査 　　はい。議長説明いたします。

　　55 ページをご覧ください。今月は 14 件の申し出がありました。

　　番号 1 番から 14 番の内容については、令和 5 年 3 月 15 日開催のあっせん審査委員会において審議し、あっせん登録者を審査し、近隣の状況等から妥当であるとの審査

結果を得ています。

番号1番から10番は、売買の案件です。

番号1番は、面積842㎡、番号2番は、面積1,021㎡、番号3番は、面積1,021㎡、番号4番は、合計面積1,225㎡、番号5番は、合計面積2,042㎡、番号6番は、合計面積15,673㎡、番号7番は、合計面積1,532㎡、番号8番は、合計面積4,229㎡、番号9番は、面積1,049㎡、番号10番は、面積681㎡。

番号10番は規定面積を満たしておりませんが、譲受人は隣接する農地を所有しており、合計面積が規定面積を超えるため申請を受理しました。

これらを議案書記載の金額で所有権移転するものです。

番号11番から14番は、交換の案件です。

番号11番は、面積571㎡。

番号11番は規定面積を満たしておりませんが、譲受人は隣接する農地を所有しており、合計面積が規定面積を超えるため申請を受理しました。

番号12番は、面積752㎡。

番号12番は規定面積を満たしておりませんが、先程ご説明した交換の相手方である譲渡人が規定面積を超えるため申請を受理しました。

番号13番は、合計面積1,450㎡番号14番は、合計面積1,255㎡。

それぞれを交換し、所有権移転するものです。

また、これらの所有権移転の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の内容で適合します。第3項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議長 無ければ、採決を行います。

「あっせん審査委員会案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議長 挙手全員でありますので、「あっせん審査委員会案件」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「通常案件」についてお諮りします。

この案件には委員が関係するものがありますので、そちらから先にお諮りします。73ページの議案番号12番は、関係委員が関係しますので、議事参与の制限により退室してください。

(関係委員退室)

議 長 「通常案件」の議案番号 12 番について、事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議 長 松村主査

松村主査 はい。議長説明いたします。

73 ページをご覧ください。番号 12 番は新規の利用権設定の案件です。

番号 12 番は合計面積 1,299 m²。これらを議案書記載の俵数で貸し借りするものです。この計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「通常案件」の議案番号 12 番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「通常案件」の議案番号 12 番は、原案のとおり決定されました。関係 委員は、入室して下さい。

(関係 委員 入室)

議 長 続きまして 74 ページの議案番号 13 番は私が関係しますので、議事参与の制限により退室します。議長を加藤代理に交代します。

(松尾タカ子 会長 退室)

議長 (加藤 会長代理)

議長を交代しました。

「通常案件」の議案番号 13 番について、事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議 長 松村主査

松村主査 はい。議長説明いたします。
74 ページをご覧ください。番号 13 番は新規の利用権設定の案件です。
番号 13 番は合計面積 5,714 ㎡。これらを議案書記載の俵数で貸し借りするものです。
この計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。
以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。
「通常案件」の議案番号 13 番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「通常案件」の議案番号 13 番は、原案のとおり決定されました。
松尾 会長は入室してください。

(松尾タカ子 会長 入室)

議 長 (松尾会長)

議長を交代しました。
続きまして、111 ページの議案番号 46 番は、関係 委員が関係しますので、議事参与の制限により退室してください。

(関係 委員 退室)

議 長 「通常案件」の議案番号 46 番について事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議 長 松村主査

松村主査 はい。議長説明いたします。
111 ページをご覧ください。番号 46 番は利用権設定の再設定の案件です。

番号 46 番は合計面積 1,667 m²。これらを議案書記載の金額で貸し借りするものです。この計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「通常案件」の議案番号 46 番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「通常案件」の議案番号 46 番は、原案のとおり決定されました。関係 委員は、入室して下さい。

(関係 委員 入室)

議 長 ただいま、3 番 今井聡 委員が到着しましたので、出席を認めます。

続きまして 112 ページの議案番号 47 番は、関係 委員が関係しますので、議事参与の制限により退室して下さい。

(関係 委員 退室)

議 長 「通常案件」の議案番号 47 番について事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議 長 松村主査

松村主査 はい。議長説明いたします。

112 ページをご覧ください。番号 47 番は利用権設定の再設定の案件です。番号 47 番は合計面積 7,353 m²。これらを議案書記載の金額で貸し借りするものです。この計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「通常案件」の議案番号 47 番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「通常案件」の議案番号 47 番は、原案のとおり決定されました。関係 委員は、入室して下さい。

(関係 委員 入室)

議 長 続きまして、「通常案件」の議案番号 12 番から 13 番と、議案番号 46 番から 47 番を除く案件について事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議 長 松村主査

松村主査 はい。議長説明いたします。

先程、ご審議いただいたものを含め、今月の通常案件は 83 件、その内、賃貸借の新規は 26 件、再設定は 57 件の申し出がございました。

63 ページからをご覧ください。議案番号 12 番から 13 番を除く、番号 1 番から 26 番は、新規の利用権設定案件です。

番号 1 番は、合計面積 122 ㎡。番号 1 番は規定面積を満たしておりませんが、譲受人は隣接する農地を耕作しており、合計面積が規定面積を超えるため申請を受理しました。

番号 2 番は、合計面積 6,860 ㎡、番号 3 番は、合計面積 7,318 ㎡、番号 4 番は、合計面積 12,142 ㎡、番号 5 番は、合計面積 2,934 ㎡、番号 6 番は、合計面積 2,523 ㎡、番号 7 番は、合計面積 17,336 ㎡、番号 8 番は、面積 1,021 ㎡、番号 9 番は、合計面積 2,607.27 ㎡、番号 10 番は、合計面積 7,318 ㎡、番号 11 番は、合計面積 8,825 ㎡、番号 14 番は、合計面積 5,420 ㎡、番号 15 番は、合計面積 10,268 ㎡、番号 16 番は、合計面積 18,841 ㎡、番号 17 番は、合計面積 20,073.49 ㎡、番号 18 番は、面積 942 ㎡、番号 19 番は、合計面積 2,987 ㎡、番号 20 番は、合計面積 1,021 ㎡、番号 21 番は、合計面積 10,914 ㎡、番号 22 番は、合計面積 6,603 ㎡、番号 23 番は、合計面積 5,223 ㎡、番号 24 番は、合計面積 3,125 ㎡、番号 25 番は、合計面積 9,554 ㎡、番号 26 番は、面積 1,021 ㎡。それぞれを議案書記載の金額及び俵数で貸し借りするものです。

続きまして、90 ページをご覧ください。番号 46 番から 47 番を除く番号 27 番から

83 番につきましては、利用権設定の再設定の案件です。それぞれを議案書記載の金額及び俵数で貸し借りするものです。

これらの計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「通常案件」の議案番号 12 番から 13 番、議案番号 46 番から 47 番を除く案件は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「通常案件」の議案番号 12 番から 13 番、議案番号 46 番から 47 番を除く案件は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「農地中間管理事業案件」についてお諮りします。
事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議 長 松村主査。

松村主査 はい。議長説明いたします。

先月の総会でご説明しましたとおり、中間管理事業については、機構への貸借と耕作者への転貸を一括してお諮りすることとなります。

149 ページからをご覧ください。今回は、7 件の申し出がございました。

番号 1 番と番号 8 番から 12 番が 1 セットとなります。合計面積 19,046 m²。

番号 2 番と番号 13 番が 1 セットとなります。合計面積 18,190 m²。

番号 3 番と番号 14 番が 1 セットとなります。合計面積 3,729 m²。

番号 4 番と番号 15 番が 1 セットとなります。合計面積 3,000 m²。

番号 5 番と番号 16 番が 1 セットとなります。合計面積 4,946 m²。

番号 6 番と番号 17 番が 1 セットとなります。合計面積 2,769 m²。

番号 7 番と番号 18 番が、1 セットとなります。合計面積 18,220.48 m²。

これら議案書記載の金額で貸し借り並びに転貸するものです。

169 ページをご覧ください。今回は、総数 田 66,280.48 m²・畑 3,620 m²・計 69,900.48 m²を機構への貸借並びに譲受人へ転貸します。

これらの計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 2 条第 5 項による農地中

間管理権を設定するものであり、同法第8条第3項の事業規定に含まれるものであります。事務規定の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議長 無ければ、採決を行います。

「農地中間管理事業案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議長 挙手全員でありますので、「農地中間管理事業案件」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「議第5号 『五泉市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針』の変更について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

次長 はい、議長。

議長 五十嵐次長。

次長 はい、議長。

それでは私の方から「議第5号 五泉市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の変更について」ご説明いたします。

この指針につきましては、委員の改選となる3年ごとに

検証・見直しを行うことになっており、令和4年4月総会ですでに承認されておりますが、令和5年4月1日施行の改正農業委員会法を踏まえた内容に修正し、令和5年3月末までに作成するよう新潟県農業会議より指示がありました。

参考様式が示されておりますので、様式については大きくボリュームが増えておりますが数値的な目標については、令和4年4月に策定した指針の内容と変更ありません。

変更箇所については、指針の最後のページに、第3「地域計画」の目標を達成するための役割の文言が追加されております。

説明は以上になります。

議長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「議第5号 『五泉市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針』の変更について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第5号 『五泉市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針』の変更について」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「議第6号 事務局職員の任免について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

局 長 はい議長。

議 長 山口局長。

局 長 それでは机上配布しました別紙181ページの「事務局職員の任免について」をご覧ください。

令和5年4月1日付けの人事異動の内示でございます。内示のあった者ですが、五十嵐次長が五泉地域衛生施設組合に派遣され、代わりに健康福祉課の渡辺課長補佐が転入となります。

また、村松事務所の牛腸主査が市民課へ転出し、代わりに環境保全課の伊藤主査が転入するというものでございます。以上であります。

議 長 それでは、質疑応答および採決を行いますので、事務局職員は退室して下さい。

(事務局職員 退室)

議 長 事務局職員の任免について私から説明申し上げます。

(会長から市長協議の内容等を含めて情報提供)

ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「議第6号 事務局職員の任免について」承認される方は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第6号 事務局職員の任免について」は、原案のとおり決定されました。事務局職員は入室して下さい。

(事務局職員 入室)

議 長 続きまして、「報告第1号 荒廃農地に係る非農地判断の報告について」事務局より説明をお願いします。

本間所長 はい、議長。

議 長 本間所長。

本間所長 はい、議長。説明いたします。

議案書183ページからご覧ください。

1月総会で提案し承認いただきました、中山間地の非農地化処理につきまして、185ページ、別紙の①、村松地区の603名、1,441筆、544,057.69㎡を対象に、非農地化通知を2月17日付で郵送いたしました。

②のとおり、11名の方から申し出があり、19筆、8,263㎡が農地の状態であることを確認し、③のとおり、592名、1,422筆、535,794.69㎡の農地を非農地として農地管理台帳から除外することとなったことを報告いたします。

この総会后、3月末までに除外処理を終える予定であります。

以上報告いたします。

議 長 ただいまの説明につきましてご質問はございませんか。

渡辺清滋 委員 はい。

議 長 渡辺委員。

渡辺清滋 委員

表の②のところです。私、村松のものですが、メンバーを見ると中学校時代の同級生もおります。なるほど、ちゃんと伝えれば分かってくれる人間だなと思っているんですが、そうでなくて592名、これは人と人のかかわりのなかで納得してくれないか、というようなことがなされたのかと、いうことが1点。

それと最終非農地処理実施件数の592件、これは今後どういうふうになっていくのか、見通しみたいなものを教えていただきたいと思います。

議 長 事務局。

本間所長 はい。まず通知に関してですが、603名の方に通知を出しまして、先ほどご報告し

ました 11 名の方から現況が農地であるという申し出がありまして、この申し出があったものについては非農地化処理をしないということになります。

そして他の 592 名については、通知を出して申し出がなかったので、今回 3 月末で非農地化処理を行います。ただ、その後申し出があった場合は、農業委員会で現地を確認して農地であることを確認できれば変更届を出していただいて、農地台帳に戻す手続きをしたいと思います。

2 番目の質問ですが、非農地化した土地がどうなるかですが、今回中山間地で山林化している土地について、台帳上は農地だけれども実際は農地でないものについて今回通知を出したものですので、これについては台帳から外れることになります。

ただ先ほど申しましたとおり、所有者から申し出があれば、届出を出していただくことで農地として耕作していただくことになりまして、原状については農地でないということで農地台帳から落とさせてもらうことになりまして、よろしく願いいたします。

渡辺清滋 委員

残念なことではありますが、分かりました。

議 長 ほかにご意見ありませんか。

山崎道夫 農地利用最適化推進委員（以下推進委員） はい。

議 長 はい、どうぞ。

山崎道夫 推進委員

推進委員を仰せつかっております、山崎道夫です。今日、推進委員の立場で参加しております。

この荒廃農地に係る非農地判断、私に関係する項目が下から 5 番目、6 番目に連続してあるんですけど、これにつきましては先般所長さんにも経緯を含めて色々ご相談したところでありますが、①非農地通知を送付した件数、これは実際に非農地にしますよと、そうされたんでしょうか。ちょっと記憶がないんですけども。

議 長 事務局。

本間所長 はい、これにつきましては 603 名の方に郵送で書類を送付いたしまして、山崎さんにも該当する農地については郵送いたしました。

議 長 いかがでしょうか。

山崎道夫 推進委員

そうしましたら、たぶん私の記憶違いかなど思っていますけど、これ、その前段に

やはり現地を確認することがあると思うんですけど、どなたが来られたんでしょうか。

本間所長 はい。

議 長 はい、本間所長。

本間所長 はい。中山間地の非農地化処理ということで、先ほども説明いたしましたが、地目が農地となっているんだけど山林化している場所があるということで、過去3年間に市内全域を農業委員さんと手分けをしていただいてそれぞれ担当地区を分けて事務局と一緒に現地を確認したなかで、今年度につきましては村松地区の対象農地について送らせていただいたものであります。

個々の場所を誰が現地を見たのかというと、ちょっと今はお答えができないんですが、農業委員で手分けをして現地調査を行った結果、今回通知を送らせていただいたものであります。

議 長 いかがですか。

山崎道夫 推進委員

あの内容ですね、記載することについて、本人の意向とかそういうものを確認された方が良いと思いますけど。私は先だってこれ、判明した時点で非常に驚いたんですけど、こんなものは大変不名誉なことなんです、百姓として。

せめて当人に今後どうするのか、確認して欲しいと思います。

それと併せてですね、地目変更について今まで手続き上こんなやり方がありますか、農業員会として。これも転出される午腸さんにはこんこんとお話して帰りましたけども、この場で具体的に不快感とまでは申し上げませんが、事務局のかたで、私の話をもう少し詳しくお聞きになりたい方は、お話いたしますので、後日お話いただきたいと思います。

とにかくこうことは、名簿に記載する前にですね。青天の霹靂とはこういうことを言うんですね。今までずっと農地を耕作しているんですよ。ここに、②に「現在は耕作していないが、今後耕作をする予定である」と、とんでもない話です。いま耕作しているんですよ。もうちょっと細かな配慮をしていただきたいと。よろしく願いいたします。

議 長 はい、ご意見として承りました。よろしく願いいたします。

川村孝雄 委員 はい。

議 長 はい、川村委員。

川村孝雄 委員

議席番号7番、川村です。ちょっと忘れてしまったので事務局に聞きたいんですけども、地目なんですけど、農地台帳から外れた場合にですね、固定資産税の地目は何に該当するのでしょうか。

議 長 事務局。

本間所長 今回の非農地化につきましては、あくまでも農地台帳から落としますけども、登記上の地目ですとか、税金の関係については特に変えたりというのはないので、今回の通知に通知についてはあくまで農地台帳から落とさせてもらうことになりますので、それ以外は今までどおりということになっております。

川村孝雄 委員

ということは今までのどおりの地目の金額で通知が来るということですね。分かりました。

議 長 時間も限られておりますので、申し訳ありませんが次にみりたいと思います。
続きまして、「報告第2号 五泉市遊休農地対策補助金の結果報告について」事務局より説明をお願いします。

本間所長 はい、議長。

議 長 本間所長。

本間所長 はい、議長。説明いたします。

議案書187ページからご覧ください。

189ページの別紙に五泉市遊休農地対策補助金の結果報告についてまとめた表がついています。

令和4年度は、耕起に対する補助額は10aあたり3,000円で、5件、対象面積13,816㎡に対し、交付金額が41,448円となりました。また、耕起・作付けまでの補助額は10aあたり5,000円で、5件、対象面積21,217㎡に対し、交付金額が106,085円となりました。

合計すると、10件、対象面積35,033㎡、147,533円の交付となりました。以上報告いたします。

議 長 ただいまの説明につきましてご質問はございませんか。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、報告事項を終了いたします。

以上で、本日の総会の議案審議は終了しました。

これもちまして、令和5年第3回五泉市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後4時15分 閉会)